

平成24年(ワ)第328号 志賀原子力発電所運転差止請求事件  
原 告 北野進 外119名  
被 告 北陸電力株式会社

## 第1準備書面（請求原因の補充）

平成24年9月28日

金沢地方裁判所民事部合議B1係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明

外



訴状記載の請求原因「第6 志賀原発の耐震性の欠如」を以下の通り補充する。

### 1 志賀原発直下に活断層が存在すること

志賀原発の直下にはS-1からS-8まで8個の断層が存在する（図表3-2）。

このうち1号機の直下にあるS-1は、東日本大震災を受けた活断層の見直しの結果、12～13万年前の砂や小石で構成された地層を変形させており、保安院の専門家会議において「典型的な活断層だ」との意見が出された。

変動地形学の専門家である東洋大学の渡辺満久教授もS-1は明らかに活断層（逆断層の構図）であるとの意見を述べている。

S-1からS-8の断層はほぼ同じ時期に形成されたものであり、S-1がずれる場合には他の断層も連動する。したがって、1号機直下のS-1がずれる場

合には、同時に2号機直下のS-4もずれることになる。

## 2 活断層の上に原発を設置することが禁止されていること

2010年12月10日付で原子力安全委員会によって了承された「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」では、活断層の上に耐震設計上重要な建物及び構築物を設置することは想定していない旨明記されている。

これは、原発直下に活断層が存在する場合には、揺れの危険性だけでなくずれによる危険性も問題となり、断層面がずれることにより建物及び構築物が破壊され過酷事故を起こす危険性があるからと考えられる。

したがって、安全審査において想定していない建物・構築物を設置することは、それ自体禁止されているというべきである。

3 以上のとおり、志賀原発は直下に活断層があり、審査基準でも活断層が直下にある場所での原発重要施設の設置そのものが想定されていないと明記されている。このような場所に設置された志賀原発は、活断層が動くことによって過酷事故が発生する危険性があり、直ちにその運転を差し止めなければならない。

以上

図表3-2

